

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年3月30日（平成28年（行情）諮問第277号）

答申日：平成30年6月28日（平成30年度（行情）答申第142号）

事件名：特定日の海幕法務室員による海上自衛隊幹部学校の1等海佐に対する聞き取り調査の記録の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定年月日の、海幕法務室員による、海上自衛隊幹部学校の1等海佐に対する聞き取り調査の記録」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成26年11月5日付け防官文第16241号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分の取消し及び文書の再特定を求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

3時間も聞き取りをしたのに文書が残っていないのはおかしい。

（2）意見書

ア まず本件諮問は異議申立てから1年以上を要しているが、これは「不服申立て事案の事務処理の迅速化について」（17.8.3 情報公開に関する連絡会議申合せ）に違反している。しかも、90日を多少上回る程度であればまだしも、1年も超過するのは常軌を逸している。

イ 次に、3時間も聞き取り調査をやったのに、記録が残っていないのはおかしい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであるが、本件対象文書については、保有を確認することができなかったことから、法9条2項の規定に基づき原処分を行ったところ、異議申立てが提起されたものである。

2 本件対象文書の保有の有無について

本件開示請求書の「特定年月日の、海幕法務室員による、海上自衛隊幹部学校の1等海佐に対する聞き取り調査」とは、同日に海上幕僚監部首席法務官付法務室（以下「海幕法務室」という。）職員が行った情報公開業務に関する業務調整を指しているものと考えられることから、同室において、机、書庫及びパソコン内のデータを探索したが、本件対象文書の保有を確認することができなかったことから、不存在につき不開示としたものである。なお、当該業務調整を行った2名の職員にも聞き取りを行ったが、記録は作成していないとのことであった。

また、本件異議申立てを受け、念のため同室において改めて行った探索においても、本件対象文書についてはその存在を確認できなかった。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、「3時間も聞き取りをしたのに文書が残っていないのはおかしい。」と主張し、原処分取消し及び文書の再特定を求めるが、上記2のとおり本件対象文書については、関係職員からの聞き取りも含め所要の探索を行ったにもかかわらずその存在を確認できなかったことから不開示としたものである。

以上のことから、異議申立人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年3月30日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年5月6日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ④ 平成30年6月12日 | 審議 |
| ⑤ 同月26日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、特定年月日に行われた、海幕法務室員による海上自衛隊幹部学校の1等海佐に対する聞き取り調査（以下「本件調査」という。）を記録した文書である。

異議申立人は、原処分取消し及び文書の再特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件調査は、情報公開請求への適切な対応を目的として行ったものである。

異議申立人は、本件調査が3時間にわたって行われた旨主張するが、実際は、被聴取者の記憶が不明瞭であり、本件調査は短時間で終了したことから、その結果に係る上官への報告は口頭によってなされ、本件調査に係る記録は作成していない。

イ 本件異議申立てを受け、確実を期すために本件調査を行った海幕法務室員に対し、再度聞き取りを実施したが、本件調査は短時間で終了したことから調査結果の報告は口頭で行い、記録は作成していないとのことであった。また、念のため、同室の書庫、パソコン内のデータ等の探索を行ったが、本件対象文書についてはその存在を確認できなかった。

(2) 本件調査は短時間で終了したことから、その結果に係る報告は口頭で実施したため、本件調査に係る記録は作成していない旨の諮問庁の上記(1)の説明は、これを覆すに足りる事情を見いだせないことから、防衛省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 付言

(1) 本件は、異議申立てから諮問までに約1年3か月が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいいい難く、異議申立ての趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

(2) 本件諮問については、諮問庁から理由説明書の提出を受けた後に、当審査会が審議するに当たって確認が必要であった事実関係等に係る追加的な説明を複数回にわたり求めたにもかかわらず、長期間回答がなされない状況が続いた。

このような諮問庁の対応は、当審査会の審議に多大な支障を生じさせ、「簡易迅速な手続」による処理の妨げとなるものである。

諮問庁においては、今後、当審査会に諮問した事件につき、迅速かつ的確な対応が強く望まれる。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久